

平成 24 年 2 月 27 日

海洋・港湾構造物設計士資格制度 特別資格の付与

(財)沿岸技術研究センターは、『海洋・港湾構造物設計士資格制度 実施要綱』(平成 22 年 2 月 26 日改正)第 15 条に基づき、設計士監理委員会(平成 24 年 1 月 20 日開催)の認定をうけて、設計士特別資格を以下の 2 名に付与しました。

※第 15 条

資格認定機関は、海洋・構造物の設計に関して特に優れた知識を有し、指導的立場にあると監理委員会が認定した者に対し、第 5 条(設計資格の審査方法及び内容)第 1 項の規定によらず、設計士の資格を与えることができる。

2 名の認定者一覧は、[こちら](#)。